

警報発表に伴う臨時休業に関する規定

京丹後市に、午前6時の時点で**大雨（特別）警報、洪水警報、暴風（特別）警報、暴風雪（特別）警報、津波・大津波警報、大雪特別警報**のうち、1つ以上が発表されているときは自宅待機とする。

午前6時以後から始業時（午前8時40分）までの時間帯に、上記の警報が発表された場合も同様とする。

午前10時の時点で上記の警報が解除されているときは、午後からは平常授業とする。解除されていない場合は、午後からも臨時休業とする。

登校後に上記の警報が発表された場合は、状況に応じて必要な措置を講ずる。

その他、校長が必要と認めたととき、臨時休業等の措置を行う場合がある。

（附則）

この規定は、平成25年11月1日より施行する。

- ※注① 特別警報が発表された場合は、周囲の状況や市町から発表される避難勧告・避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。
- ② **高潮特別警報**と**波浪特別警報**については、避難準備情報・避難勧告・避難指示の対象となった沿岸地域に居住する生徒を対象とし、上記の臨時休業の規定によるものとする。
- ③ 京丹後市には警報が発表されていないが、居住している地域に警報が発表されている場合には、該当生徒は上記の臨時休業の規定によるものとする。
- ④ 午後から平常授業の場合は、SHR（午後1時15分）に間に合うように登校すること。
- ⑤ 丹後地域または京都府北部に警報が発表されていても、京丹後市に発表されていないことがあるので注意すること。
- ⑥ 休日に実施する模擬試験や進学講習、部活動も同様とする。ただし、部活動の公式戦等については別途指示する。

※ 電話による問い合わせには対応できませんので、しっかりと確認しておいてください。